

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年10月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000066号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000049号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年10月1日から昭和56年8月1日に訂正し、昭和55年10月から昭和56年7月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和55年10月1日から昭和56年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和55年10月1日から昭和56年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月1日から昭和56年8月1日

私は、昭和56年7月31日までA社C支店に在籍し、同年8月1日に同支店から同社D支店に転勤したが、厚生年金保険の記録では、同社C支店の資格喪失日が昭和55年10月1日となっており、請求期間の被保険者記録がない。

調査の上、昭和56年8月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、B社から提出された請求者の「社内歴一覧」、E企業年金基金の回答及びF健康保険組合の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和56年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、E企業年金基金から提出された請求者の当該期間に係る当初の厚生年金基金の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年10月1日から昭和56年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料につ

いては納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000167号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000048号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額は5万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年12月15日の標準賞与額を11万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を12万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額11万1,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月20日
② 平成22年12月15日

A社から、請求期間②に賞与として12万1,000円が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間①の標準賞与額として5万円と記録されている。

しかし、請求期間①には賞与が支給されていないため、当該賞与に係る記録を取り消し、請求期間②に賞与(12万1,000円)が支給された記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は5万円と記録されているところ、請求者から提出された平成22年12月賞与支給明細書(写)及び預金通帳(写)

並びにA社の請求期間①及び②当時の社会保険事務担当者の陳述から、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受けていないことが認められることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、上記の賞与支給明細書（写）及び預金通帳（写）並びにA社の事業主の陳述により、請求者は、当該期間において12万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、上記賞与支給明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記の賞与支給明細書（写）及び預金通帳（写）によると、請求者は請求期間②において、A社から標準賞与額12万1,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できる。このため、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記1の訂正後の11万1,000円から12万1,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額11万1,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000065号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2000009号

第1 結論

昭和55年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から平成2年3月まで

私は、昭和55年3月末にA幼稚園を退職する際に、教育委員会の人や親から退職後は国民年金に加入するように言われていたが、加入していなかった。退職後の昭和55年5月末頃にB市C区に転居したが、同年6月ないし同年7月頃、D県E郡(現在は、F市)G町の役場から実家の方に、私が国民年金に未加入である旨の連絡が来たので、父にG町役場で国民年金の加入手続を行ってもらった。B市C区において国民年金の転入手続を行ったかどうかは覚えていないが、国民年金保険料については、送付された納付書により、毎月又は2か月分の保険料をB市C区のH郵便局又はI銀行J出張所の窓口で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和55年5月末頃にB市C区に転居した後の同年6月ないし同年7月頃に、父親にD県E郡G町で国民年金の加入手続を行ってもらったと主張しているが、請求者は当該加入手続に関与しておらず、加入手続を行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続の状況が不明である。

また、B市から提出のあった請求者に係る国民年金1号被保険者名簿(職適用)によると、同名簿は平成2年3月に作成されていることが確認できる上、被保険者台帳管理簿(払出簿)によると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成2年5月23日に払い出された番号であることが確認できることから、請求者の国民年金の加入に係る処理が行われた時期は平成2年3月ないし同年5月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、請求者は、国民年金保険料について、請求期間当時に、送られてきた納付書により、毎月又は2か月分の保険料をH郵便局又はI銀行J出張所で納付していたと主張しているが、

請求者は、前述の推認される加入に係る処理が行われた時点までは、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間に係る保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。